

新型コロナウイルスに関する注意喚起
(その35：英国及びデンマークからの入国の禁止)

令和2年12月21日

(ポイント)

- 12月21日、スウェーデン政府は、英国及びデンマークからの入国を禁止とする措置を発表しました（22日0時から適用）。
- 12月23日の午後4時まで、英国からスウェーデンに入国するすべての航空機も停止されています。
- スウェーデン外務省は、英国へのすべての不要不急な渡航をしないよう勧告を出しました。

(本文)

1 英国及びデンマークからの入国が12月22日0時から禁止となります。この措置は、別の通知がなければ1月21日まで有効とされています。スウェーデン国民は例外です。デンマークからの入国については、スウェーデンに居住・勤務している人は例外とされています。

2 12月12日以降に英国からスウェーデンに入国した人はすべて、できるだけ早くコロナの検査を受け、その後7日間の隔離を行い、5日目には再度の受検を行うことが推奨されています。

3 英国へのすべての不要不急な渡航をしないよう勧告が出されました。

(参考)

<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/12/inreseforbud-till-sverige-fran-storbritannien-och-danmark/> (スウェーデン語)

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/a--andringar-av-avradan-fran-icke-nodvandiga-resor-till-alla-lander/> (スウェーデン語)

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

日本に帰国される方におかれましては、日本到着後の待機場所や移動手段について、以下のリンクを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q4-1

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載して

います。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

- スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

- 世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

- 1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

- 厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

- 法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

+81-(0)3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：http://www.se.emb-japan.go.jp